

大和町空き家・空き店舗バンクの活用について

大和町空き家・空き店舗バンクとは？

町のホームページ上に空き家や空き店舗の物件情報を掲載し、「売りたい・貸したい」と考えている所有者と「買いたい・借りたい」という利用希望者との橋渡しをする事業です。

大和町内に所在し、個人が所有する、現在誰も住んでいない空き家や、誰も利用していない空き店舗が対象となります。ただし、空き家は、賃貸や分譲を目的として建築されたものを除きます。



ステップ1

登録申込書を提出する！



大和町空き家・空き店舗バンクの利用を希望される方は、次の書類をご提出ください。

- 対象者 空き家等の購入や賃借を希望する者
- 提出する書類
 - ① 大和町空き家・空き店舗バンク利用者登録申込書（様式第7号）
 - ② 誓約書（様式第8号）
 - ③ 本人確認書類の写し（運転免許証、住民基本台帳カードなどの写し）
- 提出先 大和町役場 まちづくり政策課
- 同居世帯員がいる場合は、全員の同意を得てからお申し込みください。

ステップ2

ホームページで探す！



申込内容の審査後、利用希望者の方へ登録可否について結果通知が届きます。

町ホームページ上の大和町空き家・空き店舗バンクから空き家等を探すことができます。（登録期間は2年間となります。（更新可））

ステップ3

交渉を申し込む！



売買又は賃借を希望する空き家等がありましたら、次の書類をご提出ください。

- 提出する書類
 - ① 大和町空き家・空き店舗バンク利用交渉申込書（様式第13号）
 - ② 本人確認書類の写し（運転免許証、住民基本台帳カードなどの写し）
- 提出先 大和町役場 まちづくり政策課

空き家等の交渉について



売買又は賃借を希望される空き家等に交渉の申込みをされましたら、大和町から登録者*へご連絡いたします。

(※大和町空き家・空き店舗バンクに空き家等を登録した所有者)

大和町では、登録者及び利用者の初回の連絡調整を行いますが、空き家等に関する売買又は賃貸借に関する交渉及び契約等について、仲介行為は一切行いません。

当事者間で行う交渉、契約等に関する苦情及び一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとします。

売買や賃貸借の契約を行う際は、当事者間でのトラブル発生を防止するため、不動産業者や宅地建物取引業者等を介して行っていただきますようお願いいたします。

なお、ご希望される方には「**大和町空き家・空き店舗バンク協力事業者一覧**」をお渡しいたしますので、ご相談ください。

《重要事項》

- 本事業に登録された空き家等が必ず売買又は賃借できるとは限りませんので、予めご了承ください。
- 本事業は、土地のみの登録には対応しかねますのでご了承ください。
- 大規模な修繕が必要となる空き家等については、登録をお断りする場合がございますのでご了承ください。
- 登録された空き家等の各種法令等の適合状況については、町が保障するものではありません。町で責任を負いませんので、当事者間の責任において十分にご確認ください。
- 登録申込みの際に、空き家等や所有者等、利用希望者についての情報を確認するために質問や、必要な調査を行う場合がありますのでご了承ください。
- 空き家等によっては、建物の建替・改修・改築・増築等に制限がかかる地域がございますので、予めご確認ください。
- 大和町空き家・空き店舗バンクに登録された情報は、所有者及び利用希望者への情報提供のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

《問い合わせ》

大和町役場 まちづくり政策課

電話：022-345-1115 FAX：022-345-4852

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1